# 日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 10 10

No.12-067

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

*安全で明るい JAL*


**控訴理由書トピックシリーズ（その 5）**

■ 控訴審（第 2 審）では控訴した原告は「控訴人」会社は「被控訴人」と表記
（表題は世話人による）

## 管財人は、あらゆる面で解雇回避努力義務を負っていた

機構は、法律上「雇用の安定に配慮しつつ」、「（対象事業者の）事業の再生を支援すること」を目的とする会社である（株式会社企業再生支援機構法 1 条）。

さらに、本件更生計画は、・・・安全への配慮が疎かになってはならない旨を明記している。そのうえで、更生計画は管財人に「厚い安全の層を後世に継承していく責任」を負担させている。

管財人は、本件更生手続の遂行上、運航の安全を脅かし、また、「安全の層」を薄くするような人員削減を回避すべき義務を負担していたのである。

さらにまた、航空運送事業を営む被控訴人にとって、運航乗務員、とりわけベテランの運航乗務員は、貴重な経営資源である。

こうした人的資源を安易に社外に流出させるより、社内で有効に活用することこそ、経営的にも社会的にも適切妥当な人事政策である。

管財人には、こうした観点からも運航乗務員に対する解雇回避努力義務が課せられていたというべきである。

## パイロットが必要となるＬＣＣ設立の協議を進める一方で、組合には「計画はない」と虚偽説明

２０１０年１０月７日の第４回目の団体交渉において、・・・ＪＦＵ(乗員組合)が、世界中で台頭しているＬＣＣ（LOW COST CARRIER）の設立について更生計画案で触れていることに関して、ＬＣＣを立ち上げたらパイロットは必要になるのではないかと質問したのに対して、加藤管財人代理は、１０年後、２０年後は分からないが、現時点では設立するという計画はないことを明言した。

片山証人（は、しかし、一審で）・・・解雇当時からカンタスとＬＣＣ設立の協議を進めていたことを認めた。

ジェットスター・ジャパンは、設立後、２０１１年１０月頃から、自社ホームページにてパイロットの募集を開始し、・・・今後の機材増・国際線への就航を予定し、さらなるパイロットの採用も予定している。

## 必要削減数の予定になかったＪＡＬグループ内の外国人や加齢乗員の減少に対しての出向も考えず

ＪＡＬグループ内における・・・外国人乗員や加齢乗員は、２０１０年４月１日現在の配置と２０１２年４月１日現在の配置と比較した場合、外国人運航乗務員は▲３０人減、加齢乗員は▲６２減となっているのである。
少なくとも、外国人運航乗務員３０人の人数減については、２０１０年１１月頃の契約解除通告時に明確となっていたものと考えられる。

会社の説明によれば、グループ運航乗務員削減必要数８４４人の中には、グループ各社の外国人乗員や加齢乗員の減少は予定していなかった。
そうだとすれば、このような外国人乗員や加齢乗員の減少に伴い、ＪＡＬＩからの出向者数を増やすことによって、グループ全体の運航乗務員も減少し、十分かつ極めて容易な解雇回避措置となりえたのである。

なお、２０１２年４月の配置人数表によっても、加齢乗員が２２名存在していることからしても、加齢乗員との置き換えを怠り、解雇回避努力を尽くしたとはいえない。

## 解雇回避努力がなされた形跡は全くない

本件では（このように）具体的かつ実効的な解雇回避策が現実に存在していた。しかしながら、本件においては、本件未達扱い人員の削減に関し、１２月末の時点で、解雇回避努力がなされた形跡は全くない。

本件解雇は、管財人に課せられた解雇回避努力義務に反するものであり、無効である。

## 今後の日程

## 東京高裁　第一回　口頭弁論

乗員裁判 12 月 06 日　14 時 30 分（東京高裁 101 号大法廷）

客乗裁判 12 月 14 日　14 時 30 分（　　同上　　）

ご案内

原告団の新しいホームページができました